

市議会
定例会

一般会計予算6千602万3千円を補正

■問い合わせ

総務課 行政係 ☎75-2112

多久市議会12月定例会が、12月2日から16日までの15日間の会期で開かれ、15議案が審議・可決承認されました。主なものは次のとおりです。

▼多久市税条例等の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴い、市税条例の一部を改正するものです。

▼多久市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

乳幼児の医療費の助成制度について、平成24年4月1日から、佐賀県内統一して現物給付制度へ見直しが行われることから、その内容に合わせて条例を改正するものです。
なお「乳幼児医療費」は「子ども医療費」と名称が改正されます。

▼多久市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

スポーツ振興法の全文が改正されたことに伴い、スポーツ振興審議会条例の一部を改正するものです。

▼佐賀中部広域連合規約の変更について

神埼市および神埼郡吉野ヶ

里町を佐賀中部広域連合の消防事務の共同処理に参加させるための規約の変更については、議会の議決を必要とするためのものです。

▼平成23年度多久市一般会計補正予算（第5号）

補正予算の主なものは、各保育所の運営にかかる負担金の増額、北部小学校跡地・跡施設利用基本構想作成委託の委託料、日本脳炎ワクチン予防接種対象および期間の緩和による予防接種医師委託料の増加、7月11日のひょう被害農家に対して生産資材経費の助成、8月22日発生の8月豪雨による災害復旧事業、人事院勧告に伴う職員の給与月額等の減、早期退職予定者の退職金の増などです。

今回、一般会計の歳入歳出予算は、それぞれ6千602万3千円の増額補正を行い、予算総額は108億2千828万5千円で、前年度比4.4%増となりました。

身体障害者更生相談所
巡回相談のお知らせ

身体障害者手帳交付に関する診断（指定医師に治療、または指導を受けている方を除く）、補装具の交付や修理、適合に関する相談等ができます。（ただし、整形外科・耳鼻咽喉科のみ）

相談を希望される方は、電話で予約してください。

相談日：1月26日(木)

場 所：母子健康センター

受 付：

整形外科 12時30分～14時

耳鼻咽喉科 13時～14時

予約期間：

1月5日(木)～1月25日(水)

8時30分～17時15分（定員になり次第締め切ります）

■問い合わせ・予約

福祉課 高齢・障害者福祉係
☎75-4823

多久市職員の募集

■問い合わせ

総務課 人事係 ☎75-2112

平成23年度の職員採用試験を次のとおり行います。

■試験区分（採用予定）

①建築（1人） ②診療放射線技師（1人） ③看護師（1人）

■受験資格

①建築 昭和56年4月2日以降に生まれた方で、一級建築士または二級建築士免許取得者。職員採用後、多久市内に居住できる方。

②診療放射線技師 昭和51年4月2日以降に生まれた診療放射線技師免許取得者または取得見込者で、マンモグラフィ撮影技師認定者または認定見込者。

③看護師 昭和46年4月2日以降に生まれた方で、看護師免許取得者または取得見込者。

■試験日 1月29日(日)

■採用予定 4月2日(月)

受験申込書類等の取得方法

- ・市役所総務課人事係で配布・郵便請求は人事係に問い合わせください。
- ・多久市のホームページからダウンロード

多久市ホームページ <http://www.city.taku.lg.jp/>

■申込期間 1月4日(水)～1月17日(火) 持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く8時30分～17時15分。（郵送の場合は、1月17日消印有効）

■申込先 〒846-8501 多久市総務課 人事係（所在地の記入は不要）